

## 広島県公安委員会告示第 26 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 21 日

広島県公安委員会

委員長 田 中 秀 和

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 ( 住 所 )	製造業者名 ( 住 所 )
1 S 18 36	告示の日 (令和 4 年 4 月 21 日)から 3 年間	回胴式遊 技機	S2027D B	株式会社ジェイピーエス 代表取締役 相馬 大悟 (東京都港区西新橋一丁目 2 番 9 号日比谷セントラル ビル 14 階)	左同
1 S 19 71	同上	同上	S2027L B	同上	左同